

1 権利擁護の推進

番号	取組	内容	所管課	方向性	進捗状況（令和3年度～令和5年度）	目標の達成	理由（「予定より遅れている」「着手できていない」を選択した場合のみ）
1	権利擁護支援の充実	権利擁護支援センターを中心とした、関係機関との連携による、権利擁護支援の充実や成年後見制度の利用及び成年後見制度を利用する人の支援のための地域連携のネットワークづくりに取り組みます。	地域福祉課（権利擁護支援センター） （障がい福祉課）	充実	・後見活動を行う専門職と支援者の座談会を開催するなど、連携促進にかかる取組を実施している。	予定どおり進行中	
2	相談支援事業の実施（再掲）	地域の身近な相談窓口として、相談から一貫した支援を実施できるよう、関係機関と連携し、相談支援の充実を図ります。	障がい福祉課 社会福祉協議会	充実	（障がい福祉課・社会福祉協議会） ・相談支援事業所3事業所を福祉センター内に集約することによって、あらゆる障がいについての相談（障がい福祉サービスの利用や医療機関情報、成年後見制度など）を関係機関と連携しながら行っている。また、同フロアに権利擁護支援センター等を設置しており、必要に応じて共同で市民対応を行っている。 ・コロナ禍を経て、相談者が希望した場合、初回面談をZOOMで行えるよう体制を整えている。 ・関係機関との連携強化の1つとして、令和4年度に保健センター（現 こども家庭・保健センター）保健師と相談支援員との交流の場を持ち、お互いの業務理解促進及び顔の見える関係づくりができるよう努めた。	予定どおり進行中	
3	障がい者虐待防止センター機能の充実	障がい者虐待防止センターにおいて、虐待防止の啓発や虐待への対応支援を行います。	障がい福祉課	継続	・毎年、障がい者基幹相談支援センターが市内相談員向けに虐待防止研修を実施している。 ・令和5年度は、民生委員向けに虐待防止の啓発研修を実施した。 ・通報や事案を受理・認知したら障がい者基幹相談支援センター・権利擁護支援センター・関係機関等と速やかに情報共有し、虐待対応フローに基づき対応している。 ・令和5年度は、対応者に関わらず統一した対応を行うことができるようにすることを目的とし、障がい者虐待対応マニュアルの帳票集を作成し、帳票作成の統一化を図った。	予定どおり進行中	
4	成年後見制度利用支援事業の実施	障がいのある人の権利擁護支援の方法の1つである成年後見制度を利用促進するため、引き続き実施していくとともに、成年後見制度の普及啓発を行います。	障がい福祉課 地域福祉課（権利擁護支援センター）	継続	（障がい福祉課） 成年後見市長申立て件数 └令和3年度 0件 └令和4年度 3件 └令和5年度 0件 成年後見申立て費用助成件数 └令和3年度 0件 └令和4年度 3件、助成額26,000円 └令和5年度 0件 成年後見人等に対する報酬の助成件数 └令和3年度 申請7件、助成7件、助成額1,820,000円 └令和4年度 申請8件、助成8件、助成額2,198,000円 └令和5年度 申請8件、助成5件、助成額1,333,078円 （地域福祉課（権利擁護支援センター）） ・当該事業の報酬助成において、令和5年度より預貯金に関する基準を新たに設け、事業の継続実施に取り組んでいる。 ・必要な時に制度の利用につながるよう、「孤独孤立による支援課題を抱える人の支援ハンドブック」を作成するとともに、権利擁護フォーラムなどを実施し普及啓発に取り組んでいる。	予定どおり進行中	
5	福祉サービス利用援助事業の実施	障がいのある人などが地域で安心して生活できるよう、福祉サービス利用や生活に必要な金銭管理を支援します。	社会福祉協議会	継続	・福祉サービス利用援助事業を必要とする障がいのある人に契約してサービスを提供している。また、必要に応じて成年後見制度利用などをすすめている。	予定どおり進行中	

芦屋市障がい者（児）福祉計画第7次中期計画進捗状況一覧表（第4節）

1 権利擁護の推進

番号	取組	内容	所管課	方向性	進捗状況（令和3年度～令和5年度）	目標の達成	理由（「予定より遅れている」「着手できていない」を選択した場合のみ）
6	障がい者差別解消支援地域協議会の開催	障害者差別解消法に基づき、障がい者差別解消支援地域協議会を開催します。	障がい福祉課	継続	・年2回、様々な団体や立場の方を委員に委嘱し、障がい者差別解消支援地域協議会を実施している。 ・令和4年度までにかけて、障がいのある人の社会参加を促進するような新事業の検討を行い、検討の結果、令和5年度より「芦屋市みんなにやさしいお店登録事業」を開始している。 ・令和6年度以降は、障がいのある人の差別解消に関する事例等を持ち寄り情報交換を行うことで、障がいのある人の差別解消をさらに促進していく予定。	予定どおり進行中	
7	芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例に関する取組の推進	芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例の周知を図るとともに、合理的配慮の提供を推進するための取組として、子どもから大人まで誰もが合理的配慮について理解できるような啓発活動や、市内民間事業者に対して合理的配慮の提供支援に関する取組を実施します。	障がい福祉課	新規	・令和3年1月より、民間事業者に対して「合理的配慮提供支援助成事業（障がいのある人に必要な合理的配慮を提供した際に、その費用の一部を助成する事業）」を実施している。 ・令和5年度より、新たな居場所を見出すため、合理的配慮の提供を行う店舗等の登録を行い、当該店舗等へポップの配布及びホームページ等で周知する新事業「芦屋市みんなにやさしいお店登録事業」を開始した。 ・令和5年度に、保健福祉センターのエントランスにて、障がい理解や合理的配慮に関するパネル展を開催した。 ・市民の合理的配慮の提供に関する理解を深めるため、令和5年度に芦屋市広報番組あしやトライあんぐるにて、芦屋市みんなにやさしいお店登録事業等の特集を放送した。 ・差別解消法の改正により民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことを受け、芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例も併せて改正したため、条例周知用のパンフレットの内容を見直した。	予定どおり進行中	
8	障がいのある人の人権に関する啓発	障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるため、講演会を実施します。	人権・男女共生課	新規	・障がいや障がいのある人の人権に関する市民向け講演会やユニバーサル事業（パラスポーツ体験・発達知的障害疑似体験）、職員向け研修を実施した。	予定どおり進行中	
9	障害者差別解消法及び関連条例に伴う社会教育関係団体等への理解と周知	障害者差別解消法及び関連条例の理解と周知及び法等に基づく、障がい者差別解消に向けての人権学習推進への働きかけを各種団体に対し行います。	社会教育推進課	継続	・芦屋市人権教育推進協議会と連携した、障がいや人権問題に関する研修会等を実施し、参加への働きかけを行った。	予定どおり進行中	

芦屋市障がい者（児）福祉計画第7次中期計画進捗状況一覧表（第4節）

基本目標4 権利が尊重され安心して暮らせる環境づくり

2 生活環境の整備（1）福祉のまちづくり

番号	取組	内容	所管課	方向性	進捗状況（令和3年度～令和5年度）	目標の達成	理由（「予定より遅れている」「着手できていない」を選択した場合のみ）
1	駅・道路・建物など一体的なバリアフリー化の推進	障がいのある人の行動範囲の拡大や社会参加を促進するため、バリアフリー法に基づく基本構想により、重点整備地区におけるバリアフリー化事業を推進します。	都市政策課	継続	・芦屋市バリアフリー基本構想（JR芦屋駅周辺地区）に関して、基本構想に位置付けた特定事業の進捗確認を行った。	予定どおり進行中	
2	福祉のまちづくりの推進	○市内の公共施設等のバリアフリー情報を提供し、社会参加の促進を図ります。 ○ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた、福祉のまちづくりを推進します。 ○兵庫ゆずりあい駐車場制度及びヘルプマークの普及について、定期的に周知・啓発を行い、県とも連携しながら推進します。	地域福祉課	継続	・公共施設等のバリアフリー情報を芦屋市ホームページに掲載し、加えて子育て応援アプリでの情報発信を行うことで周知を図っている。 ・兵庫ゆずりあい駐車場制度及びヘルプマーク・カードについて、広報あしやなどを通じて周知・啓発に努めている。	予定どおり進行中	
3	道路・公園等のバリアフリー化の推進	道路、公園等のバリアフリー化については、必要性や緊急性などを考慮し、計画的な整備を図ります。	基盤整備課	継続	・令和3年度から令和5年度の進捗として、市内の81箇所で歩道切下げ部のバリアフリー化工事を実施することで、歩道通行の安全性が向上した。また、市内の4箇所の公園で特定公園施設までのバリアフリー化工事を実施することで、特定公園施設までの園路の安全性が向上した。	予定どおり進行中	
4	ノンステップバス等導入の補助	公共バスを利用する障がいのある人や高齢者等の利便性を向上させるため、事業者に対し、ノンステップバス等の導入への補助を行います。	地域福祉課	継続	・公共バス事業者と連絡・調整を図りながら、事業者が購入によってノンステップバスを導入する際は、補助を行えるよう体制を整えている。	予定どおり進行中	

芦屋市障がい者（児）福祉計画第7次中期計画進捗状況一覧表（第4節）

基本目標4 権利が尊重され安心して暮らせる環境づくり

2 生活環境の整備（2）障がいに応じた住まいの確保支援

番号	取組	内容	所管課	方向性	進捗状況（令和3年度～令和5年度）	目標の達成	理由（「予定より遅れている」「着手できていない」を選択した場合のみ）
1	住宅改造費の助成	個々の障がいに応じた住宅改造が行えるよう、既存住宅の改造費の助成を行います。	障がい福祉課	継続	・助成件数及び金額 └令和3年度 2件 616,000円 └令和4年度 1件 114,000円 └令和5年度 4件 1,198,000円	予定どおり進行中	
2	障がい者住宅整備資金の貸付	住み慣れた住宅で、個々の障がいに応じた住宅環境を整備することができるよう、既存住宅を改造するために必要な資金の貸付を行います。	障がい福祉課	継続	要綱制定時（平成6年度）から貸付け実績がなく、今後も利用が見込まれないため、事業廃止済み。	課題達成	
3	障がい者向け住宅等の整備	○市営住宅については、空家補修時を活用するなど計画的にバリアフリー化を行うとともに、居住者本人の「模様替え申請」による改修も許可し、改修の促進を図ります。 ○市営住宅居住者について、身体状況等により住宅の住み替えが必要となった場合は、市営住宅内での転居を促進します。	建築住宅課	継続	・共用部スロープの設置1件、居住者の「模様替え申請」による住戸改修を30件を許可し、身体状況等による住宅の住み替えを12件実施した。	予定どおり進行中	
4	兵庫県居住支援協議会への参画	県・市・住宅関係団体・福祉関係団体等で構成する「ひょうごすまいづくり協議会」に参画し、障がいのある人などが民間賃貸住宅に円滑に入居できるための方策等を協議します。	建築住宅課	継続	・居住支援の取り組みとして、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の制度の周知に努めている。	予定どおり進行中	

芦屋市障がい者（児）福祉計画第7次中期計画進捗状況一覧表（第4節）
 基本目標4 権利が尊重され安心して暮らせる環境づくり

3 防災・防犯対策と災害時支援・感染症予防対策にかかる体制の整備

番号	取組	内容	所管課	方向性	進捗状況（令和3年度～令和5年度）	目標の達成	理由（「予定より遅れている」「着手できていない」を選択した場合のみ）
1	防災体制の強化	芦屋市における防災体制の充実を図るため、「芦屋市地域防災計画」について、国や兵庫県の防災計画や防災対策の見直しとの整合を図りつつ、地震・津波等、災害全般に係る対策について毎年度見直しを行います。	防災安全課	継続	・「芦屋市地域防災計画」について、国や兵庫県の防災計画や防災対策の見直しとの整合を図りつつ、見直しを行っている。	予定どおり進行中	
2	自主防災組織の確立	災害時に地域における支援活動を担う自主防災会の普及率の向上を図るとともに、活動内容の充実を図ります。	防災安全課	継続	・自主防災会組織化のため、未結成の自治会へ出向き、講習会や訓練を行った。また、自主防災会育成事業補助金の交付や県補助金の活用周知を行い、自主防災会等の活動支援を行った。	予定どおり進行中	
3	地域における防犯体制の推進	まちづくり防犯グループの活動を充実させるとともに、関係機関と連携し、情報共有と防犯体制の強化を図ります。	道路・公園課	継続	・まちづくり防犯グループ育成事業補助金の交付により、各防犯グループの自主防犯活動を支援した。また、まちづくり防犯グループ相互の情報交換等を行うための全体会を令和3・4年度は新型コロナウイルス感染症の流行により開催を見合わせていたが、新型コロナウイルス感染症の収束もあり令和5年度に開催した。 ・関係行政機関並びに防犯関係団体等との連携及び情報交換を行うための生活安全推進連絡会について、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の流行により開催を見合わせていたが、令和4・5年度は全体会及び犯罪被害に巻き込まれやすい高齢者や子どもに焦点を当てて取り組む分科会を開催した。	予定どおり進行中	
4	防災・防犯知識等の普及啓発	広報紙や講演会、市のホームページ等を活用し、防災・防犯等に関する知識の普及啓発に努めます。	道路・公園課 防災安全課	継続	（道路・公園課） ・防犯に関する出前講座やイベント会場での啓発活動を実施した。 （防災安全課） ・市のホームページやSNSを通して防災・減災のための日頃の備え等を発信し、知識の普及啓発に努めている。	予定どおり進行中	
5	緊急・災害時要援護者避難支援体制の確立	○災害時や緊急時に特別な配慮を必要とする要支援者（緊急・災害時要援護者）の名簿については、災害時の安否確認や避難誘導等を円滑に行えるよう、名簿の更新及び新規登録の促進を図ります。 ○民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉推進委員、自治会、自主防災会など関係機関等と連携し、緊急・災害時要援護者の平常時からの地域における支援体制を構築します。 ○個別避難支援計画の策定を推進し、要配慮者への情報伝達や避難支援を進めます。	障がい福祉課 防災安全課 地域福祉課 社会福祉協議会	継続	（障がい福祉課） ・緊急・災害時要援護者台帳の登録対象者（65歳未満）には、手帳の新規交付時に、手帳と併せて申請書を渡している。 ・民生委員に緊急・災害時要援護者台帳を提供し、本人等への登録内容の確認を依頼している。登録内容の確認等により、登録者の見守りを実施している。 ・年に一度、当該台帳の更新を行っている。 ・緊急・災害時要援護者台帳の登録者に対し、平常時からの関わりや情報提供により、地域の人や支援者が協力して支援ができるように、令和4年度に、緊急・災害時要援護者台帳の運用（登録区分の変更等）及び様式の見直しを行い、登録者の情報を平常時も提供できるようにした。 （防災安全課） ・緊急・災害時要援護者台帳を町別に整理した要配慮者名簿について、更新した情報を自治会や民生・児童委員等に提供し、平時の見守りに活用していただき、発災時には安否確認等をしていただくようご理解いただいた。 （地域福祉課） ・要配慮者への支援を一層進めるため、各関係団体との連携を深めるとともに、福祉専門職も関与する個別避難計画作成の取組に着手した。 （社会福祉協議会） ・以前に地域の民生児童委員、自治会等と協働で個別避難計画を策定された方では、今年度も一緒に地域の防災訓練に参加し、地域とのつながりづくりを行った。 ・また、支援計画においても災害時に備えた項目も付け加えた支援計画で作成している。	予定どおり進行中	

3 防災・防犯対策と災害時支援・感染症予防対策にかかる体制の整備

番号	取組	内容	所管課	方向性	進捗状況（令和3年度～令和5年度）	目標の達成	理由（「予定より遅れている」「着手できていない」を選択した場合のみ）
6	災害時避難場所の整備	災害時に避難所に指定されている公共施設等において、障がい特性に応じた支援ができるよう整備を行うとともに、感染症予防対策を実施し、適切な運営に取り組めます。	防災安全課	継続	・避難所における感染症対応が可能となるよう、自主避難所及び学校園に施設のゾーニングを実施いただき、併せて感染症対策物品を配備した。 ・実際の避難所運営に携わる職員に対し、感染症対策を踏まえた避難所開設・運営研修を実施した。	予定どおり進行中	
7	福祉避難所の確保	福祉避難所の指定を増やすとともに、民間の福祉施設へも働きかけを行い、福祉避難所の確保に努め、設置運営の訓練を行います。	防災安全課	充実	・民間及び公共の福祉施設の指定を行った。また、福祉避難所において、避難所の開設訓練を実施した。	予定どおり進行中	
8	感染症予防等に係る取組	○感染症予防対策について、障がい者基幹相談支援センター、障がい福祉サービス事業所等の関係団体と連携して取り組みます。 ○障がい福祉サービス事業所等に対し、平常時からマスク・消毒液等の衛生用品の備蓄の確保を周知するとともに、集団感染（クラスター）の発生時においても障がい福祉サービス等を継続できるよう、平常時から事業所等との連携を図っていきます。 ○障がい福祉サービス事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有したうえで業務が遂行できるよう、兵庫県と連携し感染症に関する情報の周知を行います。	障がい福祉課 こども政策課	新規	（障がい福祉課・こども政策課） ・事業所にマスク・消毒液等の衛生用品を配付することで、感染症予防対策を実施した。 ・事業所が安定してサービス提供できるように濃厚接触者等へのサービス継続支援助成金や物価高騰等対策介護サービス継続支援金の制度で対応した。 ・令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したが、今後も感染症の動向を注視しながら、関係機関・関係団体等と連携を行う。 （こども政策課） ・すすく学級ではこども家庭庁が作成した「児童福祉施設における感染症対策マニュアル」などを参考に、感染症予防のための備蓄や、発生時のBCPを策定している。	予定どおり進行中	
9	緊急通報システム事業の実施	ひとり暮らしの重度障がい者に対して、緊急事態における不安を解消するとともに、生活の安全を確保するため、緊急通報システムの設置を行います。	障がい福祉課	継続	・障がいのある人が家庭内で急病などの緊急事態に陥ったとき、市から貸与する緊急通報装置のボタンを押して通報すると、地域の協力員などが駆けつけることで、不安の解消、生活の安全の確保などを行っている。なお、令和3～5年度の該当者はいない。	予定どおり進行中	
10	消費生活相談の実施（消費生活センター）	消費者被害の防止に向けた啓発に努めるとともに、法律に関する専門家を活用するなど、相談体制の充実を図り、訪問販売、悪質商法のトラブルなどあらゆる相談を行います。	地域経済振興課	継続	・特別支援学校の高校2年生を対象に、障がいのある生徒が社会に出た時に遭いやすい消費生活トラブルについて出前講座を実施した。	予定どおり進行中	
11	119番等緊急通報受信体制の整備	聴覚に障がいのある人や音声・言語機能に障がいのある人及び会話による意思の伝達が困難な人を対象に、「Net119」、「メール119」及び「FAX119」の整備を行います。	消防本部指令課	継続	・聴覚に障がいのある人や音声・言語機能に障がいがある人及び会話による意思の伝達が困難な人を対象に「NET119」「FAX119」の整備を完了済み。なお、「メール119」については、「NET119」と統合したため廃止とした。 ・聴覚に障がいのある人に対して、障がい福祉課の窓口にて、手帳交付時にチラシを用いて「NET119」及び「FAX119」の周知を行っている。	予定どおり進行中	